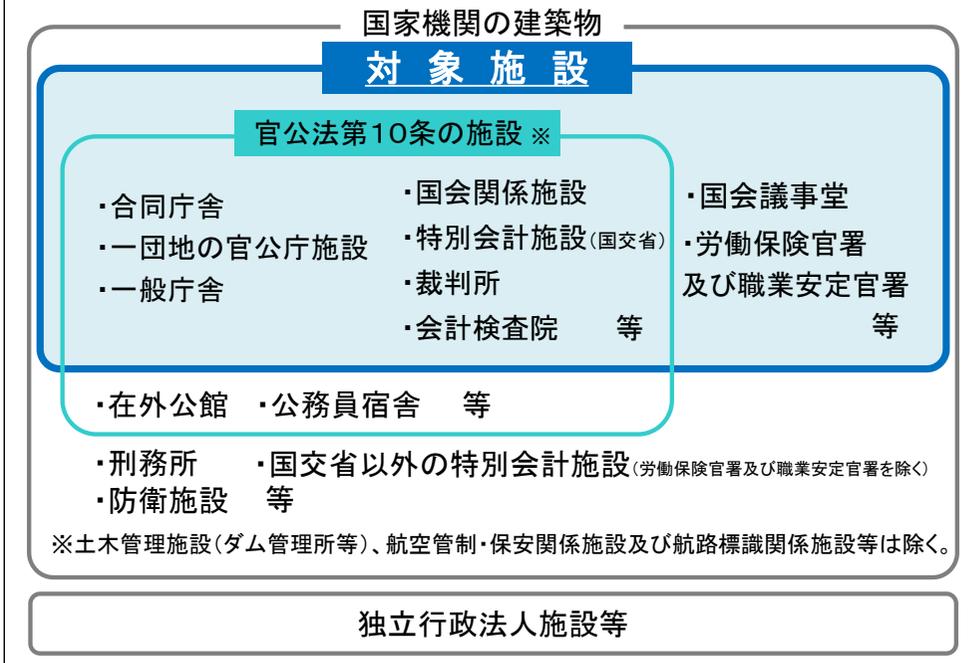


官庁施設の被災情報伝達要領(案) 概要版

1. 目的 被災情報共有の目的を各省各庁と共有

- 官庁施設は災害時においても、災害応急対策活動を支える拠点施設などの役割を担う。
 - 災害時においては、施設管理者と官庁営繕部等*が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要があり、官庁施設の被災情報等を適切に共有することが重要となる。
- ※官庁営繕部及び地方整備局等官庁営繕関係部局
- | | |
|--|---|
| 【施設管理者による災害時の対応】 | 【官庁営繕部等の災害時の対応】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設点検 ・継続使用の可否、応急措置の要否の判断 ・来庁者等の安全確保 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・優先度に応じた施設管理者への技術的支援(各施設の被災情報を踏まえ、適切に実施)等 |
- 本要領は、災害時の官庁施設の被災情報の伝達方法を定め、施設管理者と官庁営繕部等における効率的かつ確実な被災情報の共有に資することを目的とする。

2. 対象施設



3. 災害に応じた情報伝達内容等 災害の種類・規模、官署に応じて、3つに区分して整理

○災害の種類と規模に応じ、情報伝達を行う対象施設の範囲と伝達内容を次のように設定。

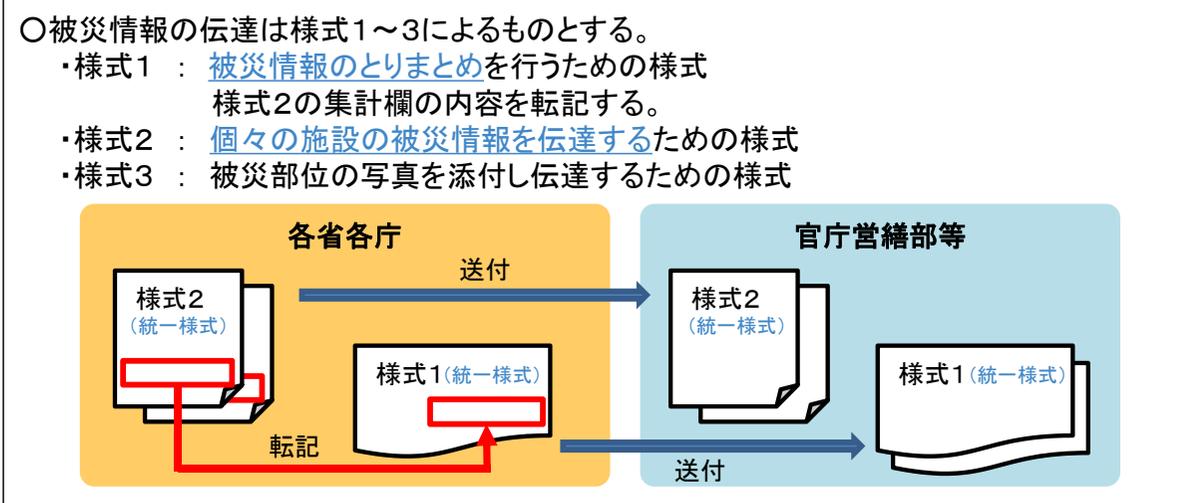
地震災害		その他の災害
震度5強以上の地域に所在する全ての施設	C 震度5弱以下の地域に所在する被害があった施設	被害があった施設
A 優先対応施設	B その他施設	
被害の有無 被害の状況	被害の状況	

※災害応急対策活動を実施する施設等を予め「優先対応施設」として設定し、「優先対応施設」以外の「その他施設」と区分する。

○発災直後の初動期において、官庁営繕部等は、「優先対応施設」の被害の有無、被害の状況の把握のほか、使用可否判断への助言等を優先的に実施する。

- ・「その他施設」については、重大な被害が生じた場合を除き、「優先対応施設」の対応が終了した後に対応する。
- ・「優先対応施設」としての取扱は、発災直後の初動期におけるものであり、応急対策活動期後においては、施設を区分せず対応する。

4. 被災情報の伝達様式 被災情報の伝達様式を各省各庁と統一



官庁施設の被災情報伝達要領(案) 概要版

5. 情報伝達ルート(図1参照)

複数の伝達ルートを確認し、情報伝達の確実性を向上

- 各省各庁の各施設管理者から国土交通省官庁営繕部に至る被災情報の伝達ルートは、情報伝達の確実性の観点から可能な限り複数ルートを確認する。
- 複数ルートを確認した上で、効率化の観点から、予め「メインルート」を設定し、その他のルートの情報と使い分けとりまとめを行う。

6. 情報伝達時期

被災概況の早期把握のため、情報伝達の目標時間を設定

- 地震災害が勤務時間内に発災した場合、概ね3時間以内に対象施設の被災情報の概況を国土交通省官庁営繕部が把握できるよう伝達する。(図2参照)
- その他の場合は、点検後、速やかに伝達する。

7. 情報伝達手段

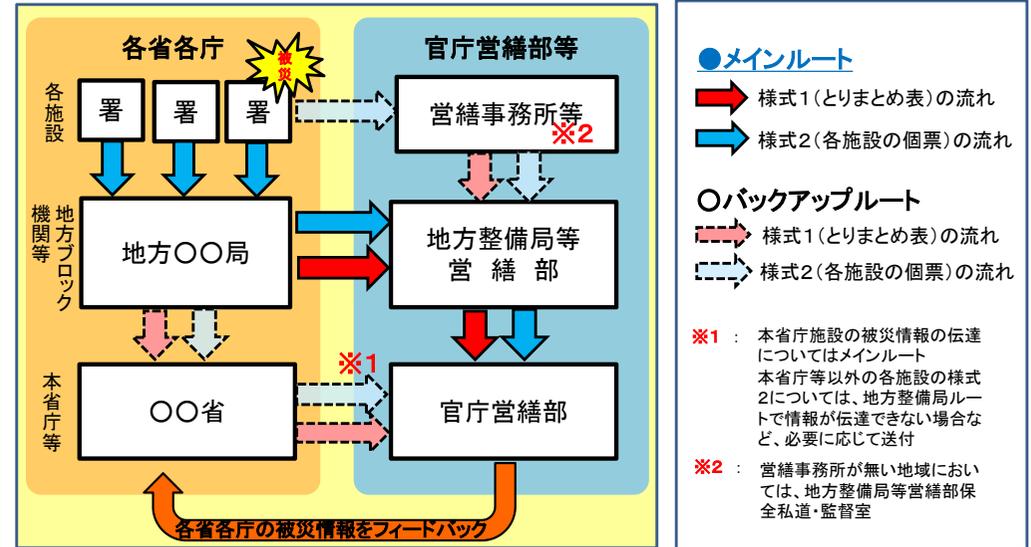
情報共有の確実性向上のため、信頼性の高い伝達手段を設定

- 原則としてパソコンからの電子メールを使用する。電子メールが使用できない場合は、FAX等により伝達する。

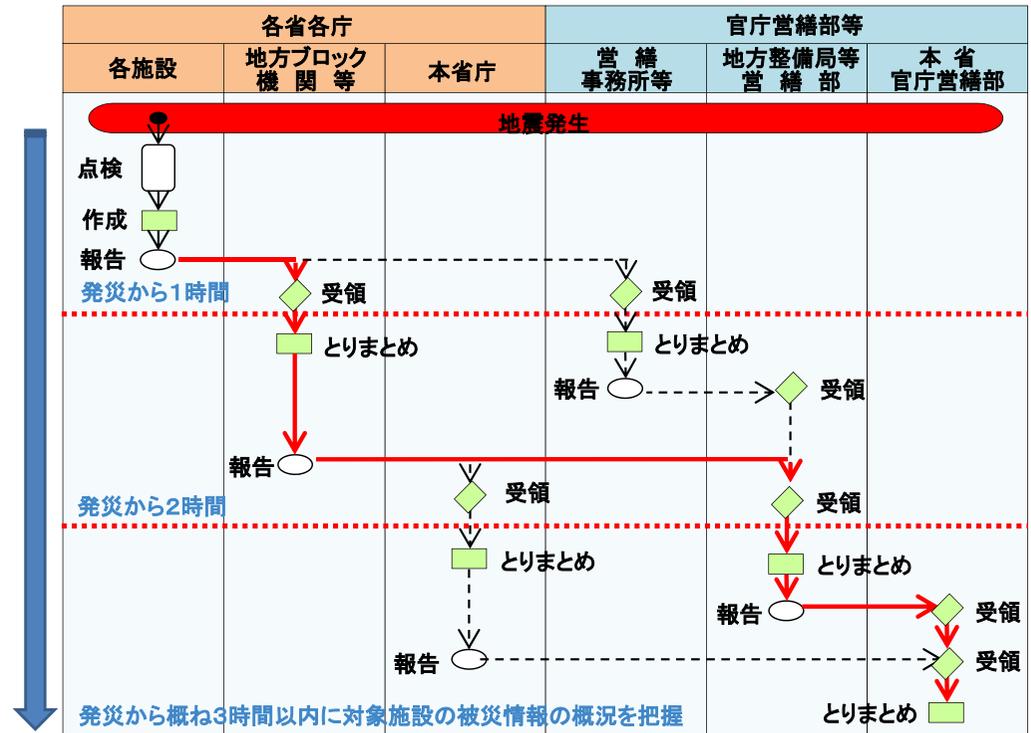
8. 情報伝達のための平時の準備

円滑な情報伝達のため、平時に必要な対応を明確化

- 対象施設の基本情報については、BIMMS-N等で共有されているデータを活用することとし、様式1および様式2については、毎年度BIMMS-Nのデータ更新後速やかに、施設情報欄を更新する。
- 情報伝達窓口のメールアドレス等を予め確認しておく。また、メールアドレスについては人事異動によらないアドレスの設定に努める。
- 施設に応じた点検体制の整備を図る。
- 合同庁舎では、入居官署間において、施設点検の役割分担や連絡体制を予めルール化する。
- 防災訓練の場を活用して情報伝達訓練を実施するなど、被災情報伝達方法の習熟に努める。



【図1】各省各庁から官庁営繕部等への複数ルート確保のイメージ



【図2】情報伝達ルートと伝達時期のイメージ (地震災害が勤務時間内に発災した場合)
 → メインルート
 ---> バックアップルート